

令和6年第5回（9月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和6年9月3日（火曜日）

議事日程 第1号

令和6年9月3日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について |
| 日程第 5 | 発議第 2号 議員派遣の件について |
| 日程第 6 | 報告第 5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について |
| 日程第 7 | 報告第 6号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について |
| | 報告第 7号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について |
| | 報告第 8号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について |
| 日程第 8 | 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| | 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| | 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第44号 みなかみ町個人番号の利用に関する条例について |
| | 議案第45号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第46号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第47号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について |
| 日程第11 | 議案第48号 訴えの提起について |
| 日程第12 | 認定第 1号 令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 令和5年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 令和5年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 令和5年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 令和5年度みなかみ町水道事業会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第49号 令和6年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について |
| | 議案第50号 令和6年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 一般質問 |

- ◇ 石坂欣也 君 . . . 1. 本町における竹林の現状と課題について
 - ◇ 星野宗央 君 . . . 1. 補聴器購入補助制度の拡充は
2. 上毛高原駅名変更についての費用は
3. 利根商の土地購入に関して
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番 河 合 史 将 君
 3 番 石 坂 欣 也 君
 5 番 茂 木 法 志 君
 7 番 鈴 木 美 香 君
 9 番 高 橋 視 朗 君
 11 番 森 健 治 君
 13 番 高 橋 市 郎 君

2 番 江 口 樹 君
 4 番 牧 田 直 己 君
 6 番 星 野 宗 央 君
 8 番 阿 部 清 君
 10 番 高 橋 久美子 君
 12 番 小 林 洋 君
 14 番 石 坂 武 君

欠席議員 な し

会議録署名議員

2 番 江 口 樹 君

9 番 高 橋 視 朗 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 中 澤 聡
 書記 桑 原 孝 治

書記 泉 雪 江

説明のため出席した者

町 長 阿 部 賢 一 君
 教 育 長 田 村 義 和 君
 財 政 課 長 中 西 紀 子 君
 税務会計課長 高 橋 一 夫 君
 子育て健康課長 入 澤 はるみ 君
 上下水道課長 鈴 木 伸 史 君
 観光商工課長 鈴 木 和 幸 君
 学校教育課長 吉 田 武 春 君
 水上支所長 味 戸 勝 彦 君
 代表監査委員 澁 谷 正 誼 君

副 町 長 茂 木 直 人 君
 総 務 課 長 高 野 明 夫 君
 企 画 課 長 小 池 俊 弘 君
 町民福祉課長 高 橋 輝 君
 環 境 課 長 原 沢 智 章 君
 農 林 課 長 合 沢 衛 君
 地域整備課長 林 昇 君
 生涯学習課長 丸 山 浩 文 君
 新 治 支 所 長 田 村 覚 生 君

開 会

(午前9時 開会)

議 長（石坂 武君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、上着の着脱は自由といたしますが、発言時は上着の着用をお願いします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和6年第5回9月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（石坂 武君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長（阿部賢一君） おはようございます。

石坂武議長のお許しをいただきましたので、9月定例議会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、議会閉会中におきましても、施策協議や調査活動をはじめ、各常任委員会、各催事等へご出席をいただきました。精力的な議員活動に対し改めて敬意を表する次第であります。

先月29日に鹿児島県に上陸した台風10号は、非常に遅い速度で日本列島を縦断し、後に熱帯低気圧となりましたが、その進路上に記録的な大雨を残しました。いまだその影響が残っている地域もあり、みなかみ町におきましても豪雨や土砂災害など引き続き警戒を怠らぬようこれからも取り組んでまいります。

さて、8月17日から23日にかけて、みなかみ町をメイン会場として、子どもの未来を考える議員連盟及び国立青少年教育振興機構主催による日中韓子ども童話交流2024が開催をされました。この事業は、3か国混合で構成された小学4年生から6年生、計100人がグループごとに1冊の絵本を共同で制作するものであり、「水」をキーワードに、子供たちが絵本づくりに挑戦をしておりました。

22日に行われた創作絵本発表会には、石坂武議長、田村義和教育長、及び小学校長6名と共に参加しましたが、相互に育んだ友情がかいま見えるいずれも力作ぞろいのすばらしい絵本が仕上がっておりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、しばらくの間、休止となっておりまして各地区のお祭りがようやく復活の兆しを見せております。お祭りは人と人とのつながりや信頼関係、地域の一体感を培う重要なイベントであります。とかく希薄になりがちなコロナ以降の人間関係において、地元への誇りや愛着を築くよい機会になろうかと思われま

す。

さて、本定例会におきましては報告4件、諮問3件、条例3件、認定6件、補正予算2件、その他2件の計20件のご審議をお願い申し上げるものであります。

内容につきましては、後ほど説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（石坂 武君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（石坂 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

2 番 江 口 樹 君

9 番 高 橋 視 朗 君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（石坂 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月3日より9月13日までの11日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日9月3日より9月13日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（石坂 武君） 日程第3、議長諸報告を行います。

初めに、議長諸報告においては、異例ではありますが、石坂欣也議員について報告いたします。

石坂欣也議員の本会議や委員会等での度重なる遅参等に対して、先般、医師への相談を含め改善を求めましたが、その後も遅参がなおあり、やむを得ず新たな対応を求めました。石坂欣也議員より改善に努める旨の意思表示がありましたので、議会としても引き続き議員に寄り添ってまいりたいと思います。石坂議員におかれましては、改善に向け心して取り組んでいただくことを求めます。

続きまして、議会閉会中の主な事項について報告いたします。

6月14日に開催されたみなかみ町親睦ゲートボール大会に出席し、同日のネイチャーポジティブ宣言式には高橋久美子副議長、牧田総文長、茂木産観長と出席いたしました。

15日は、ホテル等水棲生物供養に出席しました。

16日は、水上温泉旅館協同組合定期総会、18日、一般社団法人みなかみ町観光協会定時社員総会に出席、19日は春季町民グラウンドゴルフ大会、20日、中学生海外派遣事業推進委員会、28日、川場村、武尊山山開き式に出席しました。29日は藤原での武尊山山開きに出席しました。

30日は、みなかみ町社会福祉協議会主催の第38回愛のチャリティー芸能大会に出席しました。

7月に入り、5日には、古馬牧小学校6年生の役場施設見学等で児童29人を議場に迎え、議会の様子を案内しました。

6日には、谷川岳山開き（安全祈願祭）の開催に伴う利根沼田地区の市町村長、議会議長等による交流会に出席。

7日は、谷川岳山開き、11日は、2024原水爆禁止国民平和行進及び核兵器廃絶運動が開催され出席しました。

15日は、みなかみ町立月夜野小学校校舎建設工事起工式及び安全祈願祭に議員各位と出席いたしました。

16日は、主要地方道渋川下新田線工事促進期成同盟会の会計監査を行いました。

17日は、みなかみ町スキー場連絡協議会総会、19日、谷川岳エコツーリズム推進協議会定期総会、藤原湖マラソン実行委員会には、茂木産観長と出席いたしました。

22日は、利根地方総合開発協会理事・代表幹事合同会議、定例利根郡議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会に出席しました。

24日、2024年非核平和行進と群馬県未来構想フォーラムに出席しました。

28日は、川場まつりに出席し、30日には、第74回利根川治水同盟治水大会、31日は、利根沼田暴力追放推進協議会定期総会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合7月議会定例会、利根沼田学校組合議員協議会に出席しました。

8月に入り、1日、武尊神社例大祭、みなかみ町土木行政懇談会、3日、沼田まつり歓迎交流会及び大天狗祈願祭、10日、第69回とりで利根川大花火開催に伴う交流事業、16日、一般国道291号整備促進期成同盟会総会、18日は、第65回藤原湖マラソンが開催され、議員各位と共に出席しました。

19日は、群馬県消防ポンプ操法競技会大会出場分団激励会に出席し、22日は、日中韓子ども童話交流2024、日中韓子ども童話交流参加経験者交流会2024に出席しました。

23日には、慶應義塾大学医学生地域診断実習（水上地区）に伴う実習成果発表会に出席しました。

24日は、第25回群馬県消防ポンプ操法競技会に、当町の代表である出場分団の応援に出席し、同日、みなかみ町猿ヶ京温泉まつり赤谷湖上花火大会に出席しました。

30日は、三国山地／赤谷川・生物多様性復元計画（AKAYA（赤谷）プロジェクト）とみなかみ町との意見交換会、利根郡町村議会議員・議会事務局長研修会に出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（石坂 武君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長牧田直己君。

（総務文教厚生常任委員会委員長 牧田直己君登壇）

総務文教厚生常任委員会委員長（牧田直己君） それでは、7月9日、茨城県境町への視察と、その後、行った当委員会での委員間による視察の振り返りを踏まえ、委員長報告を行わせていただきます。

初めに、視察を行った経緯ですが、当局が進めている移住定住施策の1つに、若者や子育て世帯が住みたいと思う住居の整備が挙げられており、過去、各議員からも若者の住環境の整備の必要性についてうたわれてきました。また、町長からも各議員より町の活性化につながる方策の意見が欲しいという旨も本議会の一般質問にてご答弁がございました。

令和4年に当局が実施した本町所在の賃貸物件の管理部屋数と入居者数の調査によると、入居率は93%で築年数が40年以上たっている建物がほとんどであったと。また、間取りやトイレ等の設備の不十分な賃貸住宅が多く、子育て世帯にとって魅力的かつ利便性の高い住居が不足していることが分かり、それを改善しようと、町はコンテナハウスの予算を令和3年に移住定住住宅整備工事費として5,335万円を計上したほか、令和5年に定住促進賃貸住宅建設助成事業を設け、3,600万円の予算を計上したが、住環境の整

備はいまだ行われていないのが現状でございます。

そこで担当課より、これまで整備建設事業計画の見直しをしたいとの報告を受け、新たな若者子育て世帯が住みたいと思う住環境の整備を官民連携で建設・管理・運営するための方策について調査・研究を行うため、先進視察を行いました。

視察に伺った茨城県境町では、PFI事業という公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間企業が持つ経営ノウハウや資金を活用することで、良質な公共サービスを提供することを目的とした公共事業の手法を採用し、賃貸戸建て住宅を建設・管理・運営をしていました。また、SPCという建設会社、管理会社、運営会社など異なる企業が特定の事業のために集まった特定目的会社、これはSPCですね、を設立し、そこが一括して役割を担っておりまして。そして、その特定目的会社と町がPFI契約を結び、サービスの提供と家賃徴収もSPCに任せておりました。町は家賃を一度徴収し、SPCに対してその家賃から対価支払いを行い、町の負担は実質ゼロにて賃貸住宅の運営が行われておりました。

簡単に仕組みを説明しますと、建物を建てる際に、国の社会資本整備総合交付金を充てており、建設費の約半分を国の補助金で賄われています。そして残りの約半分の建設費と、建設後の維持管理・運営費等を利用者の家賃収入から補っていくというスキームになっていることが分かりました。

また、戸建て住宅も同じスキームで整備されており、それについては25年間住み続けると無償譲渡され、将来的に町の負担にならないように工夫されていたのと、利用者にとっては家賃の支払いがローンの支払いと同じとなり、定住促進にも直接効果的であると各委員よりご意見がございました。

境町によると、これまで賃貸住宅は108戸で戸建て住宅は46棟が整備され、入居率は100%とのことで、移住実績は累計350名を超え、県内120名、県外230名とのことです。このほぼ全てが子育て世帯や、その子供たちということと、町内移住希望者は、これら賃貸戸建て住宅の入居はできないということでした。

言うまでもなく、この手法のメリットはたくさんあると感じましたが、デメリットもあると考えます。特に、最初はSPCという特定目的会社を構成し、事業者を選定するまで時間がかかってしまったとのことと、入居者が少ない場合に家賃収入が乏しくなるため、入居者がいないと町の負担になりかねないということが考えられます。

ここで境町の橋本町長の記事をご紹介しますと、FPIを上手に活用すれば自治体はお金を使わずに人口を増やせるし町も活性化できるが、近隣市が取り組み始めると競争になりかねない。だからこそ独自性のある施策を打ち出し付加価値をつけることが必要であると述べられていたことから、賃貸住宅等の建設については、このスキームは有効であるが、それだけではなく、町がしっかりと独自性を出す取組が求められていると改めて感じました。

例えば、境町では突出した子育て支援や、全ての子供が英語を話せる町という目標を掲げて取り組まれている英語教育があり、ほかにも室内キッズランドの建設や子供の遊び場、BMXの練習場等々の整備、子育て環境日本一を目指し徹底してそこへ投資する姿勢は、

まさに独自性を出し付加価値を見いだされていると各委員よりも話がありました。

それら独自性を実現させるためにも潤沢な資金が必要であり、そのための努力も大変されておりました。財政の観点からふるさと納税の取組について簡単にお話をすると、平成26年度には、境町はふるさと納税額が3,257万円だったのですが、9年後の令和4年には59億5,348万円まで向上し、本年は99億円にいく予定とのこと。何か特別目を引く価値の高いふるさと返礼品がもともとあったのかと思う委員もいらっしゃいましたけれども、当初取り組んだ施策が耕作放棄地にサツマイモを植えて、それを町を挙げて干し芋産業化へ着手したことだそうで、それらを皮切りに、あらゆる企業と連携をした産業の創出と、各種工場の建設を国の補助金を使いつつ、残りの費用を企業側が家賃収入として町へ支払う境町モデルという仕組みを確立させ、実質町の負担はゼロ円で企業誘致、かつその商品を返礼品として提供するというスキームでふるさと納税額を高めていることが分かりました。説明をいただいた担当者によると、今年度はウナギの工場を誘致し、それを先ほどのスキームで工場を建設し、できた商品をふるさと納税の返礼品へつなげていくとのこと。

10年前には、境町は北関東ワーストワンの財政難であり、そこから町の独自性を出せるだけの潤沢な資金をふるさと納税を中心に賄い、大胆に教育や福祉へ分配できているからこそ、それが付加価値へと変わり、移住者の増加にもつながっているのではないかと各委員よりご意見がありました。

これらを踏まえ、各委員と視察の振り返りをしたところ、民間活力を生かし、公共施設を建設・管理・運営するPFI事業の手法について、より議論を深めるべきではないかという意見がありました。

具体的に申し上げますと、内閣府が設けているPFI事業の制度の専門家派遣制度の活用や、伴走支援制度の活用等を通じて、PFI制度についての理解を深めるための機会をつくること。その際に、先ほどPFI事業のデメリットで示したSPCという特定目的会社のつくり方についての調査は必須であると同時に、そもそも必要な住居戸数の調査と、子育て世帯が求める町内の住居地域、場所の計画も視野に検討すること。また、町内、町外、希望者の割合はどうするのかという議論も重要となります。何より当町は空き家が大変多く、このPFI事業の手法を使って改修することができないかも同時に検討すべきという意見が各委員よりございました。また、賃貸住宅の建設もよいが、定住という観点では戸建て住宅が優れているのではという意見も出たことはおつなぎさせていただきます。

あくまでPFI事業の遂行が目的ではございません。しかし、PFI事業の手法を学ぶことを通じて、みなかみ町に合ったスタイルが見つかる一助になるのではというのが当委員会の考え方です。

また、公共施設を造り、増やすこと自体に反対ではなく、町の財政を過度に圧迫するような公共施設を増やし、維持することに問題があり、収支のバランスが取れ、町の活性化に寄与する施設であれば積極的に検討すべきと考えます。ただし、教育や福祉施設においては、全てが採算ベースではないことは付け加えておきます。

最後に、みなかみ町に住みたいと思う方が住めるようにするためにも、住環境の整備が

滞りなく行われるため、当委員会でも議論を深めていきたいのと同時に、担当課の課題解決に向けた積極的な姿勢と町長のリーダーシップに心からご期待申し上げ、茨城県境町への視察の報告といたします。

以上です。

議長（石坂 武君） 以上で総務文教厚生常任委員会委員長牧田直己君の委員長報告を終わります。

次に、産業観光生活環境常任委員会委員長茂木法志君。

（産業観光生活環境常任委員会委員長 茂木法志君登壇）

産業観光生活環境常任委員会委員長（茂木法志君） それでは、先月8月6日から8月7日の2日間で実施いたしました産業観光生活環境常任委員会の行政視察についてご報告申し上げます。

出席者は当委員会から6名、そして議長、農林課3名、議会事務局長に出席いただきました。

視察の目的は、イノシシやシカ等の有害鳥獣による農作物被害等を減らすために、当町も捕獲者による捕獲を推進しているが、埋設処理による捕獲者の身体的負担が大きいことが課題となっています。その課題に対し、これまでも当委員会において処理方法について報告、検討がなされてきました。

令和6年2月26日の当委員会において、農林課より鳥獣害処理施設、処理方法及び処理規模の報告があり、当町において処理方法の方向性が示され、生分解処理施設を設置することで、埋設処理に係る負担を軽減し、捕獲者の捕獲意欲向上による農作物等の被害軽減を目的とし、推進することの説明を受けました。

その後、令和6年7月4日の当委員会において、生分解処理施設整備に係るスケジュールの報告がなされ、設置場所の選定方法や設置までの過程、また臭気などに対する対策などを調査目的とし、処理施設の現地視察を行うことを委員会で諮り実施いたしました。

視察場所は、6日に伊豆市、7日に藤枝市にて視察を行いました。

最初に、伊豆市での視察について報告いたします。

まず、伊豆市役所内にて、伊豆市議会、青木議長より歓迎の挨拶をいただいた後、直ちに市担当者より有害鳥獣の処理施設等の設置までの経緯や、現在の状況説明を受けました。

説明を受けた後は現地へ移動し、設置場所の周辺確認や臭気などの確認をさせていただきました。伊豆市は平成30年3月16日から生分解処理施設を稼働、電動ホイスト、冷凍庫、処理装置、集じん機、脱臭装置を整備しています。生分解処理の流れは、電動ホイストで処理槽へ投入、処理槽は容量4,000リットル、有機物の腐敗を防ぐため80度以上に設定されています。投入された個体は攪拌され、微生物により水とガスに分解、水は蒸散します。その後、有機物を極限まで分解、一定量までは処理物を取り出しが不要、そして最後に集じん機、脱臭装置の順に稼働するまでが一連の流れとなります。

担当者より説明の後、各委員より質疑がありましたので、主なものを報告します。

生分解処理施設の年間メンテナンスの回数及び臭気に対しての苦情はの問いに対し、年に一、二回、メンテナンスを実施、施設設置に当たっては近隣住民により臭気についての不安の声があり、苦情の声もあったが、極力、影響のない設置場所の選定や、建屋脱臭装

置の説明を丁寧に行い、現在は定期的に近隣の学校等へ臭気に対するアンケートを実施している。継続した配慮を続けることで設置後の苦情はないとの回答。

処理槽の稼働において微生物の調合はの問いに対し、個別や種別によって変更しているとの回答がありました。

次に、藤枝市の施設についてご報告申し上げます。

藤枝市では、直接現地での視察となりました。

藤枝市議会、平井副議長より歓迎の挨拶をいただいた後、直ちに市担当者より施設の概要や設置までの経緯、現状の説明を受けました。

施設の概要は伊豆市と同様でした。相違点としては、藤枝市は施設稼働が令和3年4月からということで施設設備が伊豆市より最新なこと。また、臭気や衛生面に関して様々な工夫を行っていました。例えば処理施設や脱臭装置も床に直置きではなく底上げして設置、搬入口では風除室を設け、搬入口を二段階に整備している点でした。

担当者より説明の後、各委員より質疑がありましたので、主なものを報告いたします。

風除室を設けた経緯はの問いに対し、住民説明会の段階で臭気に対する懸念が多くあったとの回答がありました。

一日に処理施設では何キロまで入れることができるのかの問いに対し、一日に100キロ以内を目安として投入しているとの回答。

個体の放置期間でも臭気は変わるのかの問いに対し、搬入までの放置期間や個体の状況によって臭気は変化するとの回答がありました。

この2日間の視察を終え、8月20日の当委員会で視察の振り返りを行いました。

各委員からは、イメージよりもかなり衛生的に処理をされていて安心した。臭いに関しても、中に入ると多少はするが、アメニティのストックしていたRDFの臭いよりも全然低いと思う。

臭いに関しては思っていたより外では臭気は感じられない。中に入れば、当然、アメニティと変わらないような臭いはしたが、藤枝市の風除室、一旦、そこを分けて入れていくという工夫はよかったと思う。みなかみ町が参考にするには、最初からその場所を考えたほうがいいのか。

臭いに関して、そのあたりをおがで対応できないかと質問したところ、おが業者が持ってきたもので、どんな木を使っているか分からないとの回答があった。ペットのトイレに活用されている針葉樹を活用したらどうなのか。今後も検討して研究していただけたらと思う。

両施設とも建屋を建てる前は住民からの心配の声も多く上がっていたようですが、実際、建屋を建ててからはそういったクレームは一切ないということで、みなかみ町においても、鳥獣害対策で高齢化が進んでいる中、捕獲隊の負担軽減を進めるためにも早い段階で生分解処理施設の設置を進めたほうがよいと思うとの意見がありました。

こちらの意見を踏まえ、今後、委員会としては、当局が示した生分解処理施設設置への早期推進に向け取り組んでいければと思います。

以上、委員長報告といたします。

議 長（石坂 武君） 以上で産業観光生活環境常任委員会委員長茂木法志君の委員長報告を終わります。

日程第5 発議第2号 議員派遣の件について

議 長（石坂 武君） 日程第5、発議第2号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第6 報告第5号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

議 長（石坂 武君） 日程第6、報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見書を付けて報告するものです。

健全化判断比率は、実質赤字比率から将来負担比率までの4つの指標から成っており、いずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を定めなければなりません。

令和5年度決算に基づく町の健全化判断比率につきましては、いずれも基準を下回る数値となっております。

次に、4つの指標について順次ご説明を申し上げます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため数値が計上されません。

実質公債費比率につきましては8.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担が見込まれる額よりもその額に充当可能な財源のほうが大きく、算定値がマイナスとなるため、数値が計上されません。

続いて、公営企業会計に係る資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率は公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、経営健全化基準の20.0%を超える場合には経営健全化計画を定めることとなります。

令和5年度決算に基づく町の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計のいずれも資金不足ではないため、数値が計上されません。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（石坂 武君） 以上で報告第5号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率についての報告を終わります。

日程第7 報告第6号 株式会社水の故郷の経営状況の報告について

報告第7号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況の報告について

報告第8号 株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告について

議長（石坂 武君） 日程第7、報告第6号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第8号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第6号から第8号まで一括してご報告を申し上げます。

町が2分の1以上を出資している法人である株式会社水の故郷、株式会社猿ヶ京温泉夢未来及び株式会社月夜野振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告を申し上げます。

令和5年度のそれぞれの経営状況は、株式会社水の故郷は当期純利益が24万1,134円で、前年度に比べ1,393万8,532円の減額となりました。

次に、株式会社猿ヶ京温泉夢未来は、当期純利益がマイナス608万33円で、前年度に比べ810万5,183円の減額となりました。

最後に、株式会社月夜野振興公社は、当期純利益が280万3,171円で、前年度に比べ24万3,974円の増額となりました。

以上で経営状況の報告とさせていただきます。

議長（石坂 武君） 以上で報告第6号、株式会社水の故郷の経営状況の報告についてから報告第8号、株式会社月夜野振興公社の経営状況の報告についてまで、以上3件の報告を終わります。

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（石坂 武君） 日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること

についてから諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 諮問第2号から第4号について、いずれも人権擁護委員の推薦に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

諮問第2号については、平成28年1月より人権擁護委員としてご活躍いただいております、みなかみ町後閑1580番地1の石坂和利さんが、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ております。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第3号についてですが、令和3年10月より人権擁護委員としてご活躍いただいております、みなかみ町阿能川385番地1の小野達寿さんが、令和6年12月31日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ております。つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第4号についてですが、令和3年10月より人権擁護委員としてご活躍いただいております、みなかみ町新巻156番地の渡辺孝さんにつきましても、令和6年12月31日をもって任期満了となります。前橋地方法務局長から後任委員候補者の推薦依頼が来ておりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

お三方とも人格識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります。よって、適任とのご意見をいただきたく、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

議 長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第3号の質疑を終結いたします。

次に、諮問第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第4号の質疑を終結いたします。

議 長(石坂 武君) これより諮問第2号について提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

議長(石坂 武君) これより諮問第3号について提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第3号の討論を終結いたします。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

議長(石坂 武君) これより諮問第4号について提案理由のとおり適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第4号の討論を終結いたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

日程第9 議案第44号 みなかみ町個人番号の利用に関する条例について

議案第45号 みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第46号 みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第9、議案第44号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例についてから議案第46号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第44号から議案第46号まで関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

本件は、令和6年12月2日に健康保険証が廃止され、マイナンバーカードとの一体化が予定されていること、また9月に全国の自治体で共通して利用する自治体情報システムを国が定めた標準仕様書に準拠したシステムへ移行を予定していることから、それに合わせて関連する条例を改正するものであります。

議案第44号は、みなかみ町における行政手続のためのマイナンバーの取扱い等に必要な事項を規定する条例の全部改正であります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、マイナンバーを独自に利用する事務として、町の条例で定めることとなっているため、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例等の事務を、マイナンバーを独自に利用する事務として加えるに当たり条例を改正するものであります。

議案第45号につきましては、みなかみ町国民健康保険条例第10条の規定の中で、国民健康保険税滞納者に対し、被保険者証の返還を求め、これに応じない場合には罰則を科すると規定されている部分がございますが、被保険者証が廃止されることに伴い、事実上、被保険者証の返還が必要なくなるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第46号につきましては、現在、福祉医療受給資格者が医療機関を受診する際、受給資格者証と併せて加入している健康保険証を医療機関に提示していますが、被保険者証が廃止されることに伴い、医療機関等における加入医療保険の情報等の提示もしくは表示方法を、マイナ保険証や資格確認書等に変更するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、議案第44号から議案第46号まで一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第44号の質疑を終結いたします。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより議案第44号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第44号の討論を終結いたします。

議案第44号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号、みなかみ町個人番号の利用に関する条例については原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、みなかみ町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、みなかみ町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

議長（石坂 武君） 日程第10、議案第47号、利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第47号についてご説明を申し上げます。

沼田市と締結している利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定は、令和2年の協定締結以来、沼田市を中心市とし、医療、福祉、教育など9分野15事業において市町村間の連携を図り、広域的な取組を行ってきましたが、今回、生活機能の強化に係る政策分野における福祉の項目について、子育て支援の充実としてファミリーサポートセンターの広域利用を推進し、住民の育児に係る援助活動を促進するため、本協定の一部を改正するものであります。

今般、沼田市との協定改定の協議が整ったことから、みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項第1号の規定により、定住自立圏形成協定の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、中心市の沼田市議会においても同様の議案が並行して上程されており、両議会の可決以降、協定締結となるものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第47号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第47号の質疑を終結いたします。

これより議案第47号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第47号の討論を終結いたします。

議案第47号、利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号、利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 訴えの提起について

議長(石坂 武君) 日程第11、議案第48号、訴えの提起についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第48号についてご説明を申し上げます。

遊神館に隣接するボイラー施設については、令和3年にみなかみエネルギーサービス株式会社に対し、協定書の解除並びに建物収去及び土地の明渡しを求めましたが拒否され、ボイラーは一度も稼働することなく、建物は建設当時のままとなっております。そのため当該建物の収去及び土地の明渡し並びに土地の使用料相当額を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第48号について質疑はありませんか。

6番星野君。

6番(星野宗央君) 訴えを起こすということなんですけれども、以前、お話を伺ったときに、建屋の所有者がはっきりしていないというお話だったんですけれども、所有者がはっきりしたのかということと、この敷地の使用許可もないままというふうにあるんですけれども、

この使用料が発生しているということなんですか。

議長（石坂 武君） 環境課長。

（環境課長 原沢智章君登壇）

環境課長（原沢智章君） 質問にお答えします。

今までその所有者が判明しないということで、前町長も答弁していたと思うんですけども、関係者からの聞き取り、また、みなかみエネルギーサービスとのこれまでのやり取りを踏まえて判断いたしました。

先ほど、月2,148円の金員の請求ということに関してなんですけれども、これに対しては、先ほど町長から説明したとおり、土地の使用料ということで請求させていただきたいということの中で弁護士さんと相談をして決定いたしました。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第48号の質疑を終結いたします。

これより議案第48号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第48号の討論を終結いたします。

議案第48号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号、訴えの提起については原案のとおり可決されました。

日程第12 認定第1号 令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和5年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和5年度みなかみ町水道事業会計決算認定について

議長（石坂 武君） 日程第12、認定第1号、令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和5年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長（阿部賢一君） 認定第1号から第6号まで、一括してご説明を申し上げます。

最初に、認定第1号、令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額は165億9,043万6,638円で、歳出総額は155億8,415万5,726円で、歳入歳出差引残額が10億628万912円となりました。このうち翌年度へ繰り越すべき財源額が4億8,784万7,000円でありますので、実質収支額は5億1,843万3,912円となっております。

歳入につきましては、町税が34億6,764万446円で、歳入の20.9%を占めております。その主なものは、町民税7億9,284万976円、固定資産税22億9,367万281円であります。地方譲与税は2億1,861万3,000円で、そのうち令和元年度に創設された森林環境譲与税は2,220万8,000円であります。各種交付金は、地方消費税交付金4億4,470万8,000円を含め、合計で5億6,483万2,270円であります。地方交付税は、普通交付税が49億3,412万円、特別交付税が3億4,024万3,000円あります。

分担金及び負担金は7,615万5,660円で、学校給食費負担金5,360万8,800円等あります。使用料及び手数料は、町営住宅使用料、一般廃棄物収集処理手数料等で2億2,756万590円あります。

国庫支出金は14億6,441万2,417円で、主なものは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,839万6,938円、障害者自立支援給付費等負担金1億9,125万円、児童手当負担金1億1,759万6,000円、子どものための教育・保育給付交付金1億8,103万4,641円、社会資本整備総合交付金等あります。

県支出金は7億3,121万7,630円で、障害者自立支援給付費等負担金9,562万5,000円、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金5,820万6,868円、国民健康保険基盤安定負担金6,784万3,351円、福祉医療費補助金6,128万2,152円等あります。

寄附金は11億287万9,444円で、主なものはふるさと寄附金7億6,705万3,000円あります。

繰入金は8億5,621万4,703円で、主なものはふるさと応援基金繰入金8億3,391万2,960円等あります。

町債は14億1,130万円で、主なものは過疎対策事業債が7億4,410万円、地方交付税で交付されるべきところを町債としている臨時財政対策債が5,360万円等あります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は1億1,039万8,180円あります。

2 款総務費は32億4,890万7,589円となり、主な内訳は総務管理費29億9,031万6,429円、徴税費1億5,572万225円あります。総務管理費の主なも

のは、一般管理費7億5,878万2,013円、財産管理費1億941万143円、企画費4億9,227万8,530円、地域振興費12億2,826万7,413円であります。

3款民生費は29億5,121万8,132円となり、主な内訳は社会福祉費20億8,727万6,789円、児童福祉費8億6,390万6,953円であります。社会福祉費の主なものは、エネルギー・食料品等価格高騰生活支援給付金事業2億4,007万2,689円を含む社会福祉総務費3億8,582万7,471円、福祉医療費1億3,762万2,630円、障害者福祉費5億5,336万9,738円、介護保険費4億7,770万6,948円、後期高齢者医療費4億5,985万8,254円であります。

また、児童福祉費は児童福祉総務費1億6,435万1,976円、児童措置費1億7,904万5,092円、保育等施設費5億1,363万5,504円等であります。

4款衛生費は13億4,461万4,519円となり、主な内訳は保健衛生費4億8,962万9,083円と清掃費5億6,322万6,408円であります。

6款農林水産業費は5億6,467万8,049円となり、内訳は農業費4億3,674万9,811円、林業費1億2,792万8,238円であります。

7款商工費は9億905万928円となり、内訳は商工費6,237万3,918円と観光費8億4,667万7,010円であります。

8款土木費は19億1,870万6,227円となり、主な内訳は道路橋梁費11億7,559万3,968円、都市計画費5億6,547万4,366円、住宅費1億4,325万782円等であります。道路橋梁費は道路橋梁総務費9,949万1,378円、道路維持費2億5,931万48円、道路新設改良費9,947万7,696円、橋梁維持費1億2,490万1,472円、除雪費5億9,241万3,374円であります。

9款消防費は利根沼田広域消防運営費負担事業3億2,185万1,000円を含む5億3,776万7,005円であります。

10款教育費は22億4,655万9,048円となり、主な内訳は小中学校統合推進事業7億878万9,491円を含む教育総務費12億5,455万9,695円、高等学校費4億2,219万300円、社会教育費1億4,616万2,417円、学校給食費2億7,009万5,162円等であります。

11款災害復旧費は1,492万5,012円となり、主なものは令和5年6月に発生した山腹崩壊による町道の災害復旧事業に関するものであります。

12款公債費は17億2,006万1,163円となり、元金17億329万2,220円と利子1,676万8,943円であります。

以上、一般会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

次に、認定第2号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額21億9,134万9,985円、歳出総額21億1,919万3,601円、歳入歳出差引残額は7,215万6,384円となりました。

歳入につきましては、1款国民健康保険税が3億9,202万6,685円で、歳入総額の17.9%、3款県支出金が15億1,611万4,706円で、歳入総額の69.2%、

6 款繰越金が 1 億 2,310 万 7,608 円で歳入総額の 5.6%などとなっております。

歳出につきましては、2 款保険給付費 1 4 億 5,604 万 5,761 円が大部分を占めており、歳出総額の 68.7%であります。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第 3 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額 3 億 4,164 万 8,209 円、歳出総額 3 億 1,659 万 2,773 円、歳入歳出差引残額は 2,505 万 5,436 円となりました。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料が 2 億 788 万 500 円で歳入総額の 60.8%を占め、続いて 2 款一般会計繰入金 9,513 万 5,741 円の 27.8%などとなっております。

歳出につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金が 2 億 9,808 万 1,206 円で大部分を占めており、歳出総額の 94.2%であります。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第 4 号、介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額 2 8 億 5,351 万 7,359 円、歳出総額 2 7 億 3,550 万 9,115 円、歳入歳出差引残額は 1 億 1,800 万 8,244 円となりました。

歳入につきましては、1 款介護保険料が 5 億 4,468 万 7,056 円で、歳入総額の 19.1%、4 款国庫支出金が 7 億 2,762 万 5,841 円で 25.5%、5 款支払基金交付金が 7 億 3,317 万 1,000 円で 25.7%などとなっております。

歳出につきましては、2 款保険給付費が 2 5 億 7,433 万 932 円で大部分を占めており、歳出総額の 94.1%であります。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第 5 号、下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 8 億 6,514 万 2,902 円、歳出総額 8 億 1,630 万 9,829 円、歳入歳出差引残額は 4,883 万 3,073 円となりました。

歳入につきましては、2 款使用料及び手数料が 2 億 1,493 万 4,800 円で歳入総額の 24.8%、5 款一般会計繰入金が 4 億 7,105 万 6,068 円で、歳入総額の 54.4%、7 款町債が 1 億 1,380 万円で 13.2%などとなっております。

歳出につきましては、2 款下水道事業費が 3 億 6,090 万 4,048 円で、歳出総額の 44.2%、3 款公債費が 3 億 6,591 万 7,620 円で 44.8%などとなっております。

なお、町では下水道事業の持続的で安定的な事業運営のため、令和 6 年 4 月 1 日から下水道事業をこれまでの特別会計から地方公営企業法を適用した企業会計へ会計方式を変更しました。そのため歳入歳出差引残高は同法の規定の適用となる下水道事業会計へ引き継ぎました。

以上、下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

次に、認定第 6 号、水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入 3 億 9,429 万 250 円、支出 3 億 4,74

9万9,331円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、収入3億2,211万4,061円、支出2億307万9,736円となっております。

翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額1億5,489万8,000円を除いた不足額3,586万3,675円は、過年度分損益勘定留保資金2,472万9,050円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,113万4,625円で補てんいたしました。

以上、水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

認定第1号から第6号まで一括してご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分といたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時40分 再開）

議長（石坂 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（石坂 武君） 先ほど提案理由の説明が終了しておりますので、ここでみなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員 澁谷正誼君。

（代表監査委員 澁谷正誼君登壇）

代表監査委員（澁谷正誼君） 代表監査委員の澁谷でございます。

議長からご指名がございましたので、私のほうから決算審査意見書につきまして要点のみご報告をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、この決算審査意見書につきましては、ここにございますように地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定によりまして、去る7月10日から31日までの実質12日間にわたりまして実施をさせていただきました。

なお、この報告書につきましては、去る8月19日に阿部賢一みなかみ町長に提出をさせていただきます。

では、2ページになります。一般会計であります。

まず、総括の部分でありますけれども、この冒頭の部分につきましては、先ほど町長のほうからご説明がございましたので、私のほうからは、下段の2番の財政運営の状況、ここからご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、町税における収入未済額は5億4,124万2,392円でございます、調定額に対しての収納率は85.99%でございました。不納欠損額につきましては、2,395万3,158円となっております、歳出につきましては、予算額184億1,889万円、支出済額は155億8,415万5,726円でございました。そのうち

不用額が17億2,182万9,274円、翌年度繰越額11億1,290万5,000円でございます。予算の執行率は84.61%となっております。ちなみに昨年の予算執行率は87.02%でございましたので、数字の上では若干今年は下回ったという状況かと思えます。

3の基金の状況でございます。基金につきましては、それぞれ条例に基づく積立て、それから運用利子、その他積立てを行ってまいりました。なお、令和5年度決算におきまして生じた余剰金のうち2億8,000万円につきましては、令和6年度に積み立てする予定でございます。

ここに表を掲示してございます。みなかみ町積立基金の状況、町にあります16の基金を掲載したわけでありますけれども、下のほうの合計で見ますと、前年度末では積立基金約83億円でございましたけれども、今年度の末では約88億円ということで、約4億7,000万円の増加ということでございます。この内容としては、主に冒頭にあります財政調整基金の4億2,000万円、この増加というのが大きく影響したかと思えます。

次のページ、各説でございます。

ここでは、また歳入決算額の推移につきまして3年分を掲載してございます。表のとおりでございますので、ご覧いただければと思います。

次、歳入の主な状況、各款ごとにあります。

1款の町税では調定額40億3,283万5,996円に對しまして、収入済額は34億6,764万446円、収納率が85.99%でございました。徴収についてより一層の努力を求めたいと思っております。ちなみに、昨年の収納率につきましては、これは表を掲載してございます。右の端にありますけれども、数字の上では昨年の85.81%につきまして0.18ポイント、僅かに収納率が向上したという状況かと思えます。

次の11款の地方交付税から、次のページにかけまして、13款から21款まで収入未済、ここにつきましては割愛をさせていただきたいと思えます。

2の歳出でございます。

7ページから、この第1款から各款ごとに記載をいたしました。主な冒頭の数字につきましては、先ほど町長からご説明がございましたので、私のほうからは、このコメントに対する考え方、これのみをご紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、1款の議会費でございます。議会費では、議会だより発行事業といたしまして256万円が支出をされました。見やすい紙面構成と内容の充実によりまして議会だより編集特別委員会の研鑽とこだわりが見てとれ、今後の発行が楽しみになる広報誌であろうかと思っております。

2款の総務費であります。中ほどでございます。町では水上温泉街のリノベーションを中心にイベントの開催も実施するなど、地域の活性化による観光振興により取り組んでおりますけれども、利根川を利用したラフティング体験者、あるいは観光客の集客拠点でございます道の駅、水紀行館周辺の河川空間を県と一体となりまして整備を図る。これによりまして観光振興の促進が図られているわけでございます。本年度もかわまちづくり事業（水辺活用プラン）でございますが3,915万円が支出をされました。今後、カフェの

オープン、これも予定されておると聞いておりまして、地域のにぎわいに期待をしたいと思います。

産官学金連携によります観光拠点整備事業につきましては、温泉街中心にあります旧一葉亭の解体、減築を公募型プロポーザルによりまして事業を実施しておりますけれども、新たな温泉街の再生に期待をしたいと思います。

次に、路線バスの利用促進事業でございます。路線バス運賃の2分の1の額を補助するという事業でございまして、利根沼田地域を運行する路線バスが対象になりまして、無記名式交通系ICカードは利用できない。事前に記名式の交通系ICカードに変更しながら、割引利用申込書ICカードを関越交通に提出して、みなかみ町民割引乗車券登録証、これを交付を受ける。有効期限内に関越交通で更新をするなど、各種の手続が必要となっているわけでありまして。ちなみに令和5年度には351名の方が、これを有効活用しているというふうに聞いておりますが、ただ、高齢者にとりましては使い勝手がいま一つの感がありまして、簡単に利便を受けられるようなシステムの構築ができればというふうに考えております。

次のページ、防犯カメラの設置につきましては、現在、町内54か所を設置してございます。町内の安全に大きな効果をもたらしているというふうに考えられまして、さらに、より安全な地域確立のために積極的な推進を期待をしたいと思います。

3款の民生費であります。中ほど介護予防にとりまして、地域における担い手としての介護予防サポーター、これは欠かせない存在であるわけございまして、ちなみに令和5年度は、初・中級課程の講座により51名の方が登録されているということでありまして。ここ2、3年は30人程度というふうにございましたので、やや上回る程度の登録者数であります。ただ、この方々も自分の勉強のためという方も多く聞かれまして、地域での活動に結びつかない、そういうことも考えられまして、課題はあるというふうに考えておるようですが、ただ、一人でも多くの方がこういった勉強をされる、研修をするということによりまして、介護に関する知識と認識を深める、こういったことを考えますと、引き続き積極的な取組をお願いをしたいと考えます。

ただ一方で、高齢者の中には健康教室、これに対する認知度が、あるいは認知症予防の参加に対する送迎を希望する、そういったことも聞かれまして、それに対応できる施策の確立を望みたいと思います。

4款の衛生費でございます。下のほうになりますますが、本町におけるメタボリックシンドロームの該当者あるいは予備群の割合というのは33.9%というふうに聞いております。一方で特定健診受診率は、このところ毎年徐々に増加してきているとはいえ、いまだ5割を切っている、こういった状況にあります。特定健診未受診者の医療費というのが受診者よりも高いということをさらに理解してもらえよう、引き続き受診勧奨を徹底をさせていただきたいと思っております。

なお、健康教室事業としては、メタボリックシンドロームや生活習慣病予防、あるいは健康増進のための体系的な運動、こういったほか、個人ごとに生活指導等が受けられるというふうな事業でございまして、今年度は476人、ちなみに前年度は352人でござい

ましたけれども、120人ほど増加をしております。こういった参加をしておりますけれども、ただ、町民の皆さん方にとりまして健康教室というのがどういうものか、いまだ十分に理解されていない面もあるのではないかというふうに思われまして、さらに多くの町民の方が利用できますように、開催場所あるいは開催方法、送迎の問題、こういったことを含めて十分ご検討いただきたいと思います。

1つ飛ばしまして、6款の農林水産業費であります。資源リサイクルセンター管理運営事業につきましては、できた製品の販売、この販売方法や販売箇所、こういったものが工夫とPRが必要ではないかなというふうに思われます。町民の認知度を高めながら、できた堆肥を小規模な家庭菜園などでも利用でき、今、注目される地球に優しい有機農業に向けた活動にも結びつけられれば幸いであろうかと思います。

7款の商工費であります。みなかみファンクラブ構想事業委託料といたしまして200万円が支出をされました。これは今、非常に社会的にも影響力を持つようになりましたSNSによって、みなかみ町を知ってもらおうと、お友達募集企画の一環と言えます。新たな手法によって、どのくらいの方々が興味を持って加入してくれるか大変期待をするところでございます。

ただ、今、町における個人商店、これをはじめといたしまして、中小企業の経営者というのは、将来的にもかなりの不安感を持って事業を続けているのではないかなというふうに思われます。このことに対しまして、町では小口資金融資促進事業、あるいは中小企業融資制度利子補給金交付事業、商店街活性化補助事業、こういったものを側面的な支援の策を講じておるわけでありまして、基本的に後継者不足、あるいは高齢化などによりまして、廃業等への流れというものを考えることにつきましては、若干、厳しいものがあるかなというふうに考えております。

こうした中で、新たな企業者によって、少しでも町のにぎわいが継続する、こういったことができるようなことが期待をされまして、起業支援補助事業といたしまして429万円が本年度も補助されたところであります。移住定住に寄与することも含めて、今後も積極的な対応を望みたいと思います。

次の8款の土木費であります。除雪の関係であります。除雪につきましては、年によりまして降雪量に大変大きな変化が見られまして、これに伴う除雪費用は変化するというわけでございます。ただ、こうした中で除雪業務に携わる職員がなかなか集まらないというような状況も出ているというふうに聞いております。除雪というのは、冬場の交通施策の重要課題であるだけに、社会状況の変化あるいは企業の雇用条件等にも変わりつつある中で、出役体制、あるいは給与体系、こういったものを見直しをしながら、時代に沿った雇用対応による冬場の安全確保に最大限の取組をお願いをしたいと思っております。

9款の消防費であります。令和5年度の防災Infominaかみ、この登録件数というのが5,416件というふうに目標を大きく上回る結果となりました。ただ、災害に対する備えをしている町民の割合というのは、これは町民アンケートによる結果でございますけれども、7割にとどまっているというふうに聞いておりまして、比較的これまで大きな災害がなかっただけに、災害対応に危機感が若干薄いかなというふうな感じもされております。

す。しかし、最近の気象状況の変化というのは全国的にかつてないものがありまして、今後どういった事態が起こるか分からない、こういう不測の事態が起きる可能性が大きいわけでございまして、こうしたことを踏まえまして、最低限の防災に関する情報提供、防災用具があるようですが、防災用品の購入補助、こういったこともやっていただくことによりまして、町民の災害に対する理解と認識というのを深めることも必要なというふうに思っております。

10 款の教育費であります。GIGAスクール構想推進事業、これは2,245万円支出されたわけでありまして、今年度はフィルタリングソフトの更新、あるいはドリルソフト、そして授業支援ソフト、こういったものが導入されたわけであります。児童・生徒が各自のパソコンあるいはタブレットといったIT端末の利活用により学びが定着する、こういった中で安心してこういう機器が利用できる、こういった環境ができているのかなというふうに思います。今後は、進化を続けるIT機器を使って、授業を統一的に対応していけるか、あるいは指導力の強化をどう進めていくか、こういったことが課題になってくるのではないかと考えられます。

ちなみに全国学力テストというのが毎年行われますが、この結果を見ますと、IT機器に積極的に向き合っている生徒のテスト結果が高いというふうに言われておりまして、今後の指導力の強化による学力向上に期待をしたいと思います。

次は次のページになります。13 款諸支出金であります。諸支出金の歳出総額は116万9,074円、これは主に土地開発公社費でございます。令和5年度の土地開発公社決算につきましても審査をさせていただきました。出納関係帳簿及び証書類を照合いたしまして、その内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法適正であるというふうに認めたところでございます。

次の項は第2の特別会計となっております。

まずこの1のところの総説のところ、町にあります4件の特別会計、これを総括する形で5つの表に取りまとめました。表のとおりでございます。後ほどご覧いただければと思います。

次の13ページの下の方の各会計状況につきましてでありますけれども、これから15ページにかけましてにつきましては記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

16ページをご覧いただきたいとします。

第4、審査結果の総括意見でございます。令和5年度の決算審査は、前年度決算審査に引き続き契約書の締結が必要な事業、補助金交付事務について重点的に審査をさせていただきました。

1の歳入につきまして、町税や使用料などをはじめとする、いわゆる自主財源は、町を支える貴重な財源の1つでありまして、いかに滞納繰越額を増やさないか、こういったことが課題となっております。毅然とした厳しい対応によりまして、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後、厳しさを増すと予想されます財政運営上からも強く望まれるところでございます。

ここに下段に、次のページにかけまして、滞納繰越額の推移を掲載をいたしました。この合計を見ますと、今年度の合計が約9億3,000万円、滞納繰越額があったわけであります。昨年はこれは9億円であったということから、本年度は昨年よりも約3,000万円滞納繰越額が増加したという状況かと思っております。

歳出につきましては、健全財政に向けまして、地方債の新規発行の抑制等、鋭意努力されているということが認められるわけであります。しかし、小学校の統合計画は進行しているほか、橋梁やため池、あるいは老朽化施設などの長寿命化への対応の必要性というのも出てきておりまして、今後も厳しい財政運営が想定されております。個別の事業の必要性、重要性につきまして、さらなる検討を進めまして、保有する未利用財産などにつきましては、具体的な売却、貸付けに向けて計画を策定するなどによりまして、少しでも経費が削減できるような対応を進めていただきたいと思います。

次の3の積立基金についてであります。令和5年度におけます普通会計の積立基金は、前のほうでご説明申し上げたとおり、総額8億7,000万円ということで、前年度に對しまして約4.7億円の増加ということで、前年度比では105.7%でございました。これはふるさと寄附金及び地方創生応援税制寄附金の増額、また事務事業の精査によりまして効果的な予算執行による、こういった結果が表れているのではないかと思います。

今後も社会保障費、施設維持費等、財政運営に大きな影響を及ぼす各種の費用負担が想定されておりますことから、適切な基金運用によりまして安定した行政運営が図れるよう、管理を徹底していただきたいと思います。

18ページになります。4は割愛させていただきます。

5の行財政運営と適正な行政執行についてであります。これまで町では財政の健全化のために、行財政改革ということに取り組んでまいりまして、特に人件費の削減を一つの大きな柱として鋭意努力をしながら一定の成果を上げてきております。当面、現在の職員数を維持しながら町政を担っていくというふうに考えられますが、当町における職員数は類似団体の中ではまだ多いという見方をしているようでございます。ただ、行政需要の多様化ということは今後も想定されているところでございまして、あるいは国や県等に関わる新たな施策、これに伴う補助事業、これまでにない事務事業というのを推進する必要性も生じてくるのではないかと考えられます。こうした中で、事務事業の統廃合や縮減につきましては、これらの検討結果を受けて一部取り組まれたものもありますけれども、今後とも町の財政あるいは社会情勢を勘案しながら実現可能となるものを導き出しまして、適正な行政規模と少数精鋭による行政運営に向けた取組、こういったものを進める中で、さらに経費の削減、事務の効率化、人員配置の適正化、こういったものにしっかり対応を期待をしたいと思っております。

次の6番のユネスコエコパークに向けた取り組みであります。ユネスコエコパークに関しましては、約9割の町民が認知しているというふうに言われておりますが、認知度、あるいは理解度の広がりというのは微増となっていると言われております。エコツーリズム推進協議会と連携をしながら、本町のすばらしさを学ぶ機会を継続させるとともに、生物多様性を回復基調に転じるための取組というのを推進しているわけでございますが、こう

した事業と並行いたしましたして、町民一人一人の方々が生活の中にユネスコエコパークというのは何かという意識を持ってもらうことが必要ではないかなというふうに思われます。このための一つの取組といたしまして、登録をされました6月14日を、本町におけるエコパークの日というふうに制定をいたしまして、各行政区を通じまして、この日は全町民に軽微なエコパークに関連する作業に協力してもらうよう要請すると、こういうことをしながら、町を挙げてエコパークを推進する体制の確立も必要ではないかと思われます。

7の獣害対策に向けてであります。本年度、侵入防止柵の設置は、獣種の変化もございまして19.3キロメートル、前年度は15.3キロメートルでありました。特にこれまでのイノシシ用からサル、シカ用に転換が求められておりまして、あるいは耐用年数を過ぎているものも増えてきておるといふふうに課題は多いというふうに思われます。

一方、現在の方式というのは、その設置箇所における被害の軽減に効果はありますが、費用と範囲、あるいは農作業上の利便性等の問題は残るわけであります。農業者が苦勞して育てた農産物が被害を受ける状況というのは、農業者にとっても今後の農業経営の継続に向けた意欲というものを大きく減退させるものではないかと思います。今後は地域ぐるみでの協力によりまして集落全体を囲うような方向性というものが検討されておりまして、地域はみんなで守っていくという意識の醸成を図りながら、実行に際しましては参加不可能な世帯があっても事業が推進できるような方策を見つけ出し、獣害に対して安心できる集落づくりに向けて積極的な取組を望むところでございます。

8番の移住定住に関する取り組みについてであります。移住に関する相談件数は、令和4年度の173件に対しまして、令和5年度は220件というふうに大きく伸びました。ただ、令和4年度の移住世帯の24世帯に対しまして、令和5年度は8世帯というふうに低迷をしたもので、全国的に移住に関する事業が加速化している中で、どう本町の魅力を伝えていくかが課題となるわけであります。相談に来られた方々というのは、何らかの形で本町に対して興味を持っているということではないかと思ひまして。

議長（石坂 武君） 暫時休憩します。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時28分 再開）

議長（石坂 武君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（石坂 武君） 突発的事故ということで、代表監査委員の代わりに、残りの部分について監査委員の高橋視朗議員、報告、よろしくお願いします。

高橋視朗君。

（監査委員 高橋視朗君登壇）

監査委員（高橋視朗君） それでは、澁谷監査委員が報告していた引き続きですけれども、20ページから行いたいと思います。

9の森林環境の保全についてですけれども、ここに記載したとおりで、林業に関するアンケート調査などに基づき、地域における森林環境の保全に対する積極的な対応を期待し

たいということです。

次に、10番、中学生海外派遣事業につきまして、毎年2年生を対象に行っている、昨年度は33名で、今年度はもう少し人数が多くなるようですが、そのまま予算づけして、人員を切らないでやるというようになっています。今後も個人負担をできるだけ抑え、多くの中学生が参加できる環境づくりに取り組んでいただきたいという要望を出しました。

以上、要望事項を含め、意見を記したところでありますが、本町の将来に向けて対応を望むものであります。

令和5年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じ、会計処理は適法適正であることを認めたので報告します。

以上です。

議長（石坂 武君） 以上で決算審査の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

認定第1号から認定第6号につきましては、明後日、連合審査会を開催いたしますので、詳細な質疑につきましては連合審査会にてお願いいたします。

認定第1号、令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。

次に、認定第2号、令和5年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。

次に、認定第3号、令和5年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて認定第3号の質疑を終結いたします。

次に、認定第4号、令和5年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。

次に、認定第5号、令和5年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。

次に、認定第6号、令和5年度みなかみ町水道事業会計決算認定について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和5年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件は委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、令和5年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第6号、令和5年度みなかみ町水道事業会計決算認定についてまで、以上6件は委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第49号 令和6年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について

議案第50号 令和6年度みなかみ町下水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(石坂 武君) 日程第13、議案第49号、令和6年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について及び議案第50号、令和6年度みなかみ町下水道事業会計補正予算(第1号)についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) それでは、議案第49号から第50号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第49号については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,598万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億9,875万3,000円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費1億4,322万9,000円の増額は、産官学金連携による観光拠点整備事業1,650万円、谷川岳一ノ倉沢道路適正利用推進事業3,122万9,000円及びかわまちづくり事業9,450万円が主なものです。3項戸籍住民基本台帳費105万5,000円の増額は、個人番号カード交付等事業です。

3款民生費、1項社会福祉費351万円の増額は、障害福祉サービス事業です。2項児童福祉費770万円の増額は、にいはるこども園長寿命化事業です。

4款衛生費、2項清掃費2,725万1,000円の増額は、し尿・浄化槽汚泥処理事業です。

6款農林水産業費、1項農業費590万7,000円の増額は、小規模農村整備事業282万7,000円及び農道・農業用水路維持管理事業308万円です。2項林業費242万円の増額は、有害鳥獣情報収集・管理事業です。

7 款商工費、1 項商工費 4,393 万 4,000 円の増額は、ローカルスタートアップ支援事業 4,000 万円が主なものです。2 項観光費 8,485 万 8,000 円の増額は、観光戦略プラン実践事業費補助事業 500 万円、電子地域通貨運営・活用事業 6,611 万円及び猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業 1,118 万 5,000 円が主なものです。

8 款土木費、2 項道路橋梁費 3,765 万円の増額は、道路ストック総点検・老朽化対策事業 850 万円、単独道路改良事業 300 万円及び橋梁長寿命化事業 2,615 万円です。

11 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費 847 万円の増額は、農林水産業施設災害復旧事業です。

続いて、財源となる歳入補正について申し上げますが、地方交付税 1 億 6,570 万 7,000 円の増額は普通交付税です。

国庫支出金 2,666 万 6,000 円の増額は、地域経済循環創造事業交付金です。

県支出金 387 万 8,000 円の増額は、農林水産業施設災害復旧事業補助金が主なものです。

寄附金 4,350 万円の減額は、地方創生応援税制寄附金です。

繰入金 6,480 万円の増額は、地方創生基金繰入金が主なものです。

繰越金 8,843 万 3,000 円の増額は純繰越金です。

諸収入 6,000 万円の増額は、電子地域通貨チャージ収入です。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第 50 号についてご説明いたします。

資本的収入は、1 款公共下水道事業資本的収入で 3,640 万円を増額し、総額 4 億 6,340 万円とするものです。内容は建設改良費等企業債です。

資本的支出は、1 款公共下水道事業資本的支出で 3,820 万円を増額し、総額 5 億 1,420 万円とするものです。内容は工事請負費 3,500 万円が主なものです。

以上が下水道事業会計の補正内容であります。

議案第 49 号から第 50 号まで一括して説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第 49 号、令和 6 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 2 号）について及び議案第 50 号、令和 6 年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての 2 件の質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号、令和 6 年度みなかみ町一般会計補正予算（第 2 号）について及び議案第 50 号、令和 6 年度みなかみ町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての 2

件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

(午前11時41分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(石坂 武君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第14 一般質問

通告順序1 3番 石坂 欣也 1. 本町における竹林の現状と課題について

議長(石坂 武君) 日程第14、一般質問を行います。

一般質問については、2名の議員より通告がありました。

本日、2名の質問を順次許可いたします。

初めに、3番石坂欣也君の質問を許可いたします。

石坂欣也君。

(3番 石坂欣也君登壇)

3 番(石坂欣也君) 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

私の本日の質問に関しましては、通告にありますように、本町における竹林の現状と課題についてという質問事項の中で、要旨にそれぞれ1番から5番までございますが、順次質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず初めに、①番に当たりますが、そもそも町内にどれくらいの放置竹林と言われるようなものが存在するのかなというのをお尋ねいたしますが、分かる範囲で結構ですので教えていただければと思います。

議長(石坂 武君) 町長。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 石坂欣也議員の一般質問にお答えします。

面積、放置竹林というご質問というふうに理解をさせていただいております。現在、農林課で把握している部分については、森林簿に竹林として届け出ている面積が約4ヘクタールであります。ご質問のあった放置竹林となると、やはり正確な面積を把握するのは実に難しい状況だというふうに認識をしております。

以上です。

議長(石坂 武君) 石坂欣也君。

(3番 石坂欣也君登壇)

3 番(石坂欣也君) 私も町長の今のお答えは想像はしておりました。大変きれいな竹林という状態で残っているものはほとんどなくて、混然一体となっているような竹林がほとんどで、

まったくの放置されているような竹林も明らかに見受けられるんですが、それを面積でどのぐらいかというのは、私もちょっと無理じゃないかなとは思っておったんですけども、何か特別数値的なものをお持ちであれば、ちょっとお答えいただければなと思って質問をさせていただきました。

現状、正確にできないということは、ちょっとお答えの中で当然かなと思ったんですが、里山の保全の観点から、自伐型林業を考えると、森林に入る前にある竹林というんですか、それについては、山に入る前段階として全て撤去して処分をされているという話も伺いました。それだけでも竹林というのが放置されない部分というのは少なくなるのかなと思っておるわけなんですけれども。

続いて、②の自然環境への影響はということなんですけれども、その辺ちょっと分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 放置地区に竹が繁茂すると、やはりほかの植物の生育が阻害されたり、やはり生物多様性が失われる可能性が指摘をされております。

また、欣也議員もご承知かと思うんですけれども、竹の根の張りが浅いため、やはり傾斜地においては地滑りのリスクが非常に高いというふうにも言われております。

以上です。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3 番（石坂欣也君） その自然災害の心配もあるということかと思うんですけれども、自然環境の中では、やはり放置竹林が森林と混在化している状態ですと、森林、要するに木そのものに悪影響を及ぼす可能性もあったりとか、あと放置竹林がさらに進む中で、鳥獣害のすみかとなってしまうような、そういう事例も幾つか挙げられているかと思います。

みなかみ町の中で、やはりどこまでが放置された竹林なのかということも厳しいところもあるのかと思うんですが、ただ、竹そのものが、今回この質問するに当たって、いろいろと調べさせていただく中で、本当に今まで竹ということが、どっちかという竹害という、竹の害という観念で捉えられておったんですけれども、そうじゃなくて、竹は宝の宝庫だなどという自分は思うようになった次第です。

タケノコとして生えてから成長して枯れる寸前まで、本当に何一つ捨てる部分がないというのが竹かなと思いました。以前はタケノコを取り、それを出荷してなりわいとしていただいているような農家の方もいらっしゃったかと思うんですが、今はご存じのように輸入のタケノコが非常に多くなっちゃっていて、採算が合わないということで、タケノコは自分が食べる以外は取らない。出荷なんかとてもするつもりはないみたいな感じを受けております。成長した竹に関しては、成長の段階によって使い道がいろいろあるということが分かってきたんですけれども、それを今、みなかみ町の竹を扱う業者さんというのが全然なくて、本当に伐採して片づけていただくような業者さんをやっとな頼んで、取りあえず駆除するみたいな雰囲気があるんですけれども、全国の成功事例を見の中で、伐採そのものは竹の持ち主にしてみると、ただでやってもらえるものじゃないということがまず1

点あって、しかも面積によっては数百万円かかってしまったりとか、そのお金を捻出はとてできないという農家さんがほとんどだという話を伺いました。

全国に目を向けたときに、みんなどうやって、そういったものをクリアしているのかなと考えたときに、成功事例の1つになるのかもしれないですけども、ある木工屋さんが竹を細かく砕いて、途中で乳酸菌を加え、飼料として使って、それを販売していると。じゃ、その竹はどうやっているのかというと、竹はただで切らしてください。その代わり、その切った竹はちょっと我々が頂きますというような、そんなことで木工会社は商売を始めて、だんだん大きくなっていったようですけども、豚の飼料から鳥の餌とか、あとは本当にコンポストに入れたりとか、野菜の肥料として使ったりとか、そういう展開を今しているということなんですけれども、みなかみ町では、何というんですか、細かく砕く機械を農林課とかでお持ちになっていて、取りあえずそれを補助金を使い、竹を駆除するのであれば貸し出しますと。そこできれいにしてくださいと。ただ、竹はご存じのとおり4年から5年で、もう元の状態に近くなってしまうというすごい生命力があるので、やはりその間にどうするかというと、強めの農薬を散布して、次が出ないように遅らせたりとか、そういう対応を今、みなかみ町はしているんですけども、そうじゃなくて、4、5年たったら、また新しいのが出るから、それはもう有効利用できるとか、もう宝の山だと考えて、やはり伐採して、いろんな資源として使うというような、そういう好循環を考えられるような仕組みづくりができればいいかなと思うわけなんですけれども、ただ、いろいろと今、私が課題、それからその先の展開も含めて、ちょっと申し上げちゃったんですけども、3番として、町では何か課題というのは、特に考えているものがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろ、るる研究、勉強されたことを今、発言されたんだと思います。いわゆる畜産県の、九州の宮崎県とか鹿児島とか、九州地方の畜産県の取組の事例だというふうにとちょっと認識をさせていただきました。

課題なんですけれども、やはり先ほど申し上げたように、獣害の誘発や里山の自然景観の損失、また道路沿いですと、やはり風で台風のときに折れたり、また降雪のときに雪の重みで竹が道路にかかって交通の障害が発生するという、そういう課題が往々にあるし、そういう苦情というのは役場のほうにも寄せられているのが現状です。

やはり整備する所有者の方も含めて、手入れをする方の人手不足というのが大きな要因かと思っております。やはりこれからおっしゃった資源として活用する機会が減少している。昔はやはり竹もはってに使ったり、過去には暗渠排水なんかに使ったりということで需要もあったわけですね。そういうのがもうほとんどなくなってきたというのも原因の1つかと思っています。課題といえば課題だというふうに認識をしております。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） 今、課題を町長の中で、町で今感じている部分についてお聞かせ願ったわけなんですけれども、その先、私的には4番と5番を、ちょっと順序を変えさせていただき

まして、先にみなかみ町森林整備計画の中では、どのような竹という問題を位置づけられているのかな、あるいはないのかも含めて、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） みなかみ町森林整備計画の中での位置づけというご質問かというふうに理解をさせていただいて答弁をさせていただきます。

みなかみ町の森林整備計画においては、里地・里山の環境保全を目的として、地域で問題となっている放置された荒廃・侵入竹林等を適正に管理する取組を実施するとしております。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3 番（石坂欣也君） 竹のことも入っているということなんで安心したんですけども、実はこの竹について、私、今回質問させていただく段に、前にどういう方が、やっぱり竹に興味があり質問されたのかなと調べさせていただいたところ、令和4年6月の議会のときに、鈴木美香議員が、やはり竹について質問されていまして、いろんな利用方法があるとか、そういったことを鑑みた中で、みなかみに合った、何か有効利用というのを今後考えていかれたほうがいいんじゃないでしょうかみたいな投げかけをされていたというのがあるわけなんですけれども、私もちょっとかぶってはいるんですけども、いろいろな課題と、今、実際みなかみ町が先進的な10か年計画ということで、森林に対して取り組んでいるということは、よく分かったんですけども、やはり竹を考えたときに、今までは邪魔者扱いにされていた竹なわけですけども、扱う業者ができればとか、また伐採する人たちを育成したりとかお願いするような仕組みができたりだとか、実際、商品化に向けた取組が幾つかやれたりとか、そういうことを進めていくうちには、何か竹を中心に環境ビジネスとして、みなかみ町でうまくサイクルするようなイメージを私は今持っているんですけども、そういった感じの考え方というのを、例えば国の施策の中にも幾つか補助金事業とか、そういったものもあるようなんですけども、県や、またみなかみ町自体で、そうした人材を、例えば何というんですか、募集できるような仕組みをつくり出した場合に、町も積極的にそういった事業に対して手助けをしていただけるのかどうかということもあると思うんですね。

それで、また竹の原点に戻りますけれども、何一つ無駄のない資源としての有効利用を目指して、循環型の環境ビジネスの仕組みづくりを構築できれば、みなかみ町の中で一つの大きな産業になるんじゃないかなということも考えておるわけなんですけれども、竹ですからバンブーというんでしょうか、バンブービジネスというか、そういったものを何か町長も一緒に、何かそれが成功すれば、すごくいい事例になるような気がしてしょうがないんですけども、どうなんでしょうか、その仕組みづくりを、何かプロジェクトチームみたいなものをつくり、進めていくような方向で考えがあるのであれば、町としてもその辺は手助けはできる限りさせてもらいたいと思うよとか、その辺の希望的なお話も、もしできるのであれば、ちょっとここで、首をかしげていらっしやいますけれどもお願いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 首をかしげさせていただきました。端的に何が聞きたいのか、ちょっと理解できません。

言うことは簡単なんです。誰がやるか、採算が合うか。合うんなら、竹がこれだけ放置されているわけですから、誰かやっているわけですね。やはりそういうことで、ただ、研究することはこれは必要だと思いますので、研究はしっかりさせていただきたいと思います。

いろいろ緑の県民税事業、町も有効に活用させていただいております。もちろん地元のご理解、ご協力、そして所有者の方の承諾も得た中で、毎年、5年度までに46ヘクタールの47か所の竹林を整備させていただきました。非常に放置竹林への対策としては、一定範囲内で非常に有効な事業だというふうに認識をさせていただいております。これをやはり市町村提案型でしっかりと提案して、放置竹林の解消に努めていきたい。

また、先ほどご紹介がありました破碎機の貸出し事業もやっております。また、可搬式の炭化炉も無償で貸与、貸し出している事業もやっております。ただ、破碎機はやはり、こういうこのくらいの3センチとか、そういう粉碎ですので、例えばチップでどこかに敷くとか、またそれを飼料とか、例えば家畜の敷材とか肥料に使うときには、やはりそれなりに粉にする必要があると思いますね。そうすると、また一手間かかり、経費もかかり、また、いろいろに使う場面においては栄養価、飼料にするときには栄養価の研究も必要だというふうに思っております。

いずれにせよ無駄のないように、いい形で循環できるのが理想だというのは、石坂欣也議員と共通認識だというふうに思っております。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3 番（石坂欣也君） ありがとうございます。

やはり、いろいろとやるに当たって問題が出てくるのは当然かと思うんですけども、飼料に関しても、やはり事例的に豚の飼料として使っている業者がいて、豚1頭、出荷できる状態にするのに330キロの飼料を与えないと成人の豚にならないんですけども、その竹チップを、途中で乳酸菌を入れて、またパウダーにしたやつに乳酸菌を入れ、それで40日間発酵させて、それを飼料として豚に与えるということを実際やっている養豚業者がいるらしいんですが、それは330キロ、飼料が要だったものが、竹のそのパウダーを入れることによって230キロで豚が成長、同じ大きさの豚に成育できるということが今、もう実際に進められていまして、そうすることによって、今、ウクライナの問題で飼料が大変高騰していて、家畜だけでなく、魚を養殖している業者さんにしても、みんな高騰しちゃって、やめているような方々もいる中で、竹パウダーというのは本当に安くて、しかも豚に与えた事例としては、まず豚舎は臭いがすごく軽減されるというのがまずあって、そのほかに肉質がやはりちょっと軟らかくなったということが言われております。

それがやはり、今さっき町長がおっしゃられたように、チップの状態では、まだでか過ぎるので、さらに細かくする裁断機というんですか、それを通して細かくしたやつを使わ

なければならないということはあるらしいんですけども、ただ、その機械も今いろんなところでいいものができておりまして、それを購入すれば、実際そのものはできると。それで細かくしたものの使い道はほかにもあるんだよという、そういったことがいろいろあるんですけども、道路の舗装をする中に混ぜ込んで、それを使ったりとか、あとは、それはパウダーとか、笹サイレージみたいなところに入れて飼料化するという話の流れの中にあるわけなんですけれども、資材として使うということであれば、昔やはり竹はいろんな建物、木造建築で使われてきたかと思うんですけども、今、集積材として、すごいいいものができていまして、それはやはり木工の大手の企業なんかとタイアップして、そういった製材じゃなくて製品として出たものを実際建物に使っているような事例も随分あります。

それはやはり竹の有効利用ということになるかと思うんですけども、ただ、それにはみなかみ町は、ちょっとまだまだすぐは無理じゃないかなと自分は思っています、すぐできそうなものというのは竹炭ですね、竹炭であれば実際農林課さんのほうにも炭にする機械も貸出しをしているというお話ですけども、そのもうちょっと大きい、何というんですか、業務用という表現が合っているかどうか分からないんですけども、大きいそういったものを用意して、取りあえず竹炭もできると。竹炭をつくれば、それを土壌に混ぜ込むことによって浄化されたりとか臭いも軽減されたりとか、それから、本当にごく僅かの使用量になりますけれども、お米を炊くときに入れる方もいたりとか、何本も立てて消臭効果が出るように家のどこかに置いたりとか、そういう使い方もあるわけですね。竹炭は割とすぐ、そんなにお金をかけずにできる作業かなと思いますし、笹サイレージというのも、ちょっと最初の設備投資がかかってしまうということはあるんですけども、ただ九州、今さっき町長言われましたけれども、それは確かに九州の事例なんですけれども、笹サイレージでつくって豚にあげている業者さんというのは、本当に元の原材料はただなんですよ。自分たちの会社で、うちの竹を何とか伐採してほしいと頼まれたところに行って、はい、分かりましたと言って、それを全部伐採して持ってきて、用途によって使用方法を分けて商品化できるようなことを考えているわけなんですけれども、その業者は2年先まで伐採依頼がもういっぱいだそうです。

ですから、みなかみ町でも、そういった伐採をしていただけるような若者であるか、プロの方かちょっとまだ想像の域なんですけれども、組織化ができて、また例えば、今はもう全然使えなくなってしまったような木工所であるとか材木屋さんであるとか、そういったスペースをちょっと使わせていただいて、試験的に始めてみるということも可能かななどとは思っておるんですけども、夢物語に近いかもしれないんですけども、ただ、竹は取るときには無料ですので、材木は40年から80年かかってしまいますけれども、竹は先ほども言いましたけれども4、5年で元の状態に近くなる、本当に驚異的な生命力のある植物なので、それを何とか、群馬県の中でもみなかみ町が一番森林が多い町であり、当然、竹も私は多いんじゃないかと想像しているわけなんですけれども、その資源を有効利用できるような仕組みづくりを、ちょっとプロジェクトチームみたいなものをつくって、ちょっと始めさせていただいて、その先、商業化、また町のある意味、産業の1つとして、

何というんですか、育て上げられるような仕組みができたらいいかないかなと思っておりますので、そういう前段階で、例えば勉強するチーム、プロジェクトチームみたいなものをちょっと考えていただくというのは、やっぱり厳しいでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろこういうこと、ああいうことをやったらどうだという、宮崎県なり九州の畜産県でやっていることと同じことをみなかみでという、それはもう無理だというのは承知していると思います。やっぱりそれに携わる林業従事者、人材育成というのは、これは前からの課題だというふうに思っているんですけども、育成というのは大切なことだと思っております。

いろいろそういうプロジェクトチームがどうのこうのというお話ですけども、やはり所属が産業観光ですよ、委員会。やはり所管する委員会で農林課も属していますので、やはりそういうところでしっかりと議論を深めることが大切じゃないかというふうに思っております。何かそういうことを立ち上げることは非常にいいことだと思いますし、ただ、やる方ですよ、そういう方も含めて、誰がやるのかという、誰がやってくれるのか、理想を言うのは誰でも簡単なんです。誰が現場を仕切ってくれるかという、そこが課題なだけです。

養豚、養豚と言っていますけれども、みなかみ町は養豚農家はありますか、所在していますかね。だから、みなかみでできるんだとすれば飼料とか、例えばあと牛の敷材とか、あとそういう部分がいろいろ検討・研究できるところかなというふうに思います。

いずれにせよ研究する必要がある課題だというふうには考えております。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3番（石坂欣也君） すみません、何か行ったり来たりする議論の中に、何か入っちゃっているような気もするんですけども、やはり何というんですか、いろんな人がよかったと思えるような事業を始められれば、それが一番いいと思うんですよ。竹は本当に困っているんですけども、何とかしてほしいという気持ちの中で、じゃ、それを伐採してあげますよ、伐採したら、それは、何かちょっと別の使い方を考えて製品化して、飼料にも肥料にも何ものなるんだったら、ちょっとやってみようかということになるかもしれない。

何か同じ話の繰り返しになってしまうかもしれないんですけども、やっぱり拙い質問で本当に申し訳ないんですけども、自分はやっぱり、この議会の中で、ここで質問させていただくということは夢を語る場じゃないかなとちょっと思っておりますので、実現は不可能に近くても、やはり提言させていただいて、もし可能であれば、何らかの形で少し、一歩でも進められるように自分はしていけたらいいかなと思っております。

町長もよくよくご存じで、みなかみ町の農林課というのは、いろんな意味で結構先端を行っている、いろんなことをやられているということをも自分も勉強させてもらいました。前の原澤真治郎課長のときにも、やはり10か年計画はできたりとか、あと、課長がよく言われていたのは、森林が整備されて初めてきれいな水が届き、災害などを防ぐことができると。移住者の受入れには、積極的な町に適合した形で持続可能な森林整備を進めてい

きたいというような一言を残していたりするわけなんですけれども、やはり持続可能だということを考えたときに、しかも繰り返しになっちゃいますけれども、竹というのは、やはり本当に循環型の環境にマッチした本当に素晴らしいものだと思いますので、ちょっとその辺、私も続けてちょっと勉強させていただき、いろんな先進地に行って、ちょっと勉強させていただきますので、引き続きちょっと考えていきたいと思っております。

飼料の自給率の向上というのは、先ほどみなかみ町の養豚業者がいなくなったという、それも農林課長から伺って、知ってはあったんですけれども、ただ、その九州のまた事例をお話しするようで恐縮なんですけれども、その業者は近隣の県から全部、豚の飼料として竹のサイレージのものを分けてほしいということで、もう引く手あまただそうです。産観で鳥獣の生分解の視察へ行ってきたわけなんですけれども、そこに使う何というんですか、入れる乳製品で発酵したものですので生分解できるらしいんですよ。しかも消臭効果も高く、実際、土地のある地域では、それをコンポストに入れて生分解して肥料として使っているという事例ももう出ているという話ですので、何かみなかみ町は鳥獣害で出た、取った獣に対して、それをうまく利用できたり処理したりということを考えるのであれば、一つの入れるおがとか、そういうんじゃないくて、方法の1つにも自分は使えるんじゃないかなと思っておりますので、今後もっともっといい、みなかみ町に適応するような事例なり研究していきたいと思っておりますので、その節には、ぜひとも町でもバックアップしていただければありがたいと思っております。

こんな質問で終わってしまうんですけれども、また駄目押しで聞くようなことになってしまうかもしれないんですけれども、いろいろな町の進み方、在り方、また起業とか、そういうことを考えたときにも、環境ビジネスの1つとして竹を考えてもらうということは、一つの考えの中には入れていただけるということでよろしいでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 入れていただけるか、入れていただけないかというのは、ここで即答というのはできませんけれども、恐らく全体で考えれば、入っているんだと思います。森林整備、自伐型林業も大分充実してきたというお話を伺っています。

ただ、質問にあるけれども、今、欣也議員、一般質問は夢を語る場だと思っているという発言があったんですけれども、自分も長く議員、お世話になったけれども、夢は語ったことはなかったものですから、やはり政策の議論をさせていただきました。

いずれにせよ、そういうことは思っている思いというのは分かりますけれども、誰がどういうプロジェクトをつくるかという、そこで議論をしても、それはだからいろいろな方と、所有者も含め、例えば林業従事者も含めた中で、やっぱり初めから補助金、町がバックアップとか、そういう発想を持たないで始めるほうが私はいいと思っています。やはりこうやって、みんなで協力し合って、じゃ、そこだけ欣也議員が、あそこでそういうところをつくったんだから、地域にもこれだけ貢献しているんだから、行政でもちょっと手助けしようよというのが理想かなというふうに思っております。もちろん起業支援とかありますから、そういう正当な補助制度というのは有効に活用するのは当然あってしかるべきだと思っています。

いずれにせよ、竹のものは課題だというのは、認識はお互いにしているんだと思いますので、今後、資源というものを有効に活用できる仕組みについて、共に研究していければなというふうに思っております。

議長（石坂 武君） 石坂欣也君。

（3番 石坂欣也君登壇）

3 番（石坂欣也君） 本当に最後、心強い町長のお言葉をいただいたと私は思っております。

以上で私の質問は今回は終わりにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。すみません、終わります。

議長（石坂 武君） これにて、3番石坂欣也君の質問を終わります。

通告順序2 6番 星 野 宗 央 1. 補聴器購入補助制度の拡充は
2. 上毛高原駅名変更についての費用は
3. 利根商の土地購入に関して

議長（石坂 武君） 次に、6番星野宗央君の質問を許可いたします。

星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 6番星野宗央。

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は3つの質問を行います。

まず最初は、補聴器購入補助制度の拡充ということでお聞きいたします。

2024年の7月の時点で、県内では前橋市、太田市、大泉町、館林市、千代田町、玉村町、渋川市、吉岡町、榛東村、神流町、みどり市の12の自治体で、高齢者への補聴器補助への助成が取り組まれております。

補聴器の購入費用は様々ありますが、オーダーメイドだとすると15万円以上するものがほとんどで、高額なものは50万円以上するものもあるということです。それが両耳とすると、その倍ほどの費用になるかと思われます。助成をして、高齢の方への聞こえのお手伝いができればと思っております。みなかみ町でも中等度難聴の方への助成制度が必要です。町の現行の制度についてお聞きいたします。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 星野議員の質問にお答えさせていただきます。

現行制度についてというご質問だと思いますので、その点について、今の町の状況について答弁させていただきます。

みなかみ町では現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に係る基準により、補装具の購入に対する補助を実施しております。

補装具とは、障害者等の身体機能を補完または代替えし、かつ長期的期間にわたり継続して使用される用具であり、障害者総合支援法の規定により、市町村は身体障害者や難病患者等が自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うことと定められております。

補聴器の購入補助に係る給付は、身体障害者手帳をお持ちの方が対象となります。この手帳については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める聴覚障害者の基準による聴力レベルが重いほうから、2、3、4、6級に該当する方を対象として、その申請に基づき交付をされます。最も軽い6級を例にしますと、原則両耳の聴力レベルが70デシベル以上とされています。片耳の聴力レベルが90デシベル以上で、他方の耳が50デシベル以上の場合でも認定になるケースもあります。環境省が定める生活騒音の目安を参照にしますと、70デシベルとは、新幹線の車内や蟬の鳴く声に相当とされております。

これらの要件を満たす方からの申請に基づき、指定する医師からの医師意見書と判定依頼書等を添えて町から群馬県心身障害者福祉センターへ判定を依頼をします。障害等級該当と認定された方には、同時に身体障害者手帳が発行をされます。手帳交付後に障害者総合支援法による補装具の購入に係る補助等の申込手続に進んでいただくことになります。ただし、補助には上限があり、法令の規定に基づき、利用者の世帯収入の状況に応じた上限額の範囲で負担していただくことになります。

利用者の自己負担額は、非課税世帯等は0円、町民税課税世帯は1割負担で、上限は3万7,200円です。なお、町民税所得割額の納税額が46万1円以上の場合は対象外となります。

これまで申し上げました障害者総合支援法による支援に加え、みなかみ町独自の取組としましては、平成25年9月より身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の18歳未満の難聴児を対象とした、みなかみ町難聴児補聴器購入支援事業補助金制度を設けています。対象要件に該当する場合、厚生労働省で定める補聴器の基準額または本体購入費用の3分の2程度を町独自で助成をしております。難聴児に対する助成制度は、県内の多くの自治体で導入をされているというふうに承知をしております。

現状についての説明答弁は以上とさせていただきます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） ご説明をいただきました。

身体障害者の手帳をお持ちの方か、18歳以下の両耳の聴力レベルが30デシベル以上であるという条件がついております。先ほど町長に説明いただきましたけれども、国や県の補聴器の購入補助を受けるには障害者手帳の交付が条件となっております。

先ほどおっしゃっていたんですけれども、両耳の聴力レベルが70デシベル以上というふうにされておりますけれども、世界保健機関（WHO）は、平均聴力レベルが41デシベル以上の難聴者に対して補聴器の使用を推奨しております。これは1メートル離れた距離での普通の話し声が理解できるレベルとなっています。全国各地や群馬県内でも40デシベル以上を基準に自治体独自の補聴器購入補助制度が実施をされております。みなかみ

町でも高齢者向けの補助制度を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 高齢者向けに、ぜひ補助制度をとというご質問だと思います。やはり現在、みなかみ町では障害者総合支援法の対象となる方を除き、高齢者に向けた独自の補助金助成事業は行っておりません。

県内に目を向けますと、やはり先ほどご紹介がありました令和6年8月現在で、前橋市、渋川市、太田市、館林市など、市部を中心に11市町村の自治体が高齢者への助成制度を立ち上げております。また令和6年度は、神流町、榛東村、吉岡町が新たに開始したというふうに伺っております。

また、対象者の要件や助成額はそれぞれ異なりますが、共通していることは、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の聴覚に支障がある高齢者を対象としているところです。加齢とともに聴力は自然に低下していくと言われております。聴力低下の度合いによっては、日常生活におけるQOL、いわゆる生活の質の維持に支障を来すことも考えられることから、生活の質を維持向上させるためにも補聴器等の利用は選択肢の1つであると考えております。

高齢者の補聴器購入に係る助成を利用する場合、現行制度では障害者総合支援法を活用していただくこととなりますが、この制度の利用に当たっては、事前に聴覚障害による障害者手帳を取得する必要があります。身体障害者福祉法施行規則別表第5号で定める聴覚または平衡機能の障害区分のいずれかの等級に認定された場合、本制度の利用が可能になっていることは承知していると思います。

高齢者の補聴器に対する新たな助成制度については、町内の高齢者の実態とか、あとニーズの把握、そしてまた他の自治体の動向などをやはりしっかりと調査し、やはり今後研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 聴力レベルが40から70デシベルの中等度難聴の方が早期に補聴器を装着することによって、認知症ですとか鬱病など様々な疾患の発症リスクを抑えることが期待をされております。

全国の補聴器購入費の助成制度は、今年の1月時点で239自治体が実施をしております。実施自治体はその後も増え続けておりました。5月末時点で286自治体に広がっているということでもあります。これは全日本年金者組合大阪府本部調べという資料なんですけれども、その中で日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が難聴と認知症との関連を指摘という文書がありまして、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会は、6月25日、ACジャパンの支援報告キャンペーンによる啓発活動を7月から1年間にわたり、テレビや新聞など全国メディアで展開すると発表しました。報道関係者向けの資料には、難聴はコミュニケーションの困難さを引き起こすとともに、認知症、鬱病など、様々な疾患の発症リスクと関連す

ることが近年示されており、難聴の防止、そして難聴発症後の早期診断及び適切な介入が重要であると考えられておりますと指摘しています。その広告内でも、聞こえにくさを放っておくと、認知症や鬱病、社会的孤立、就業機会の喪失につながるからと強調しております。

町長もご存じだと思うんですけども、往年のアイドル、近藤真彦さんが、こういう広告に出て、60歳になられたということで「聴力検査にデビューします」というふうにCMが流れているんですけども、町でもぜひ、中等度難聴者への補聴器購入助成を考えていただけませんか。認知症が進むと要介護度が上がる傾向にあるということでもあります。高齢者の聞こえの手伝いをして健康寿命を延ばすことができれば、それは町にとっても非常に私はメリットになるんじゃないかというふうに思いますけれども、再度お聞きいたします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） そういう関連があるという、いろいろ調べて、近藤真彦さんがそのキャラクター、宣伝するということですよ。

実は自分も難聴なんです、左耳が。毎回、聴力検査をすると、本当なんです、こっちがね、いろいろなあれで。耳鼻科の先生に言わせると、日常生活には支障がありませんよということなんで、普通に会話もできますし、何ら難聴だと自分では自覚はしていません。

やらないとかやるとかじゃなくて、やっぱりいろいろ、だから先ほど申し上げたように、実態とか、やはりどのくらいそういうことを求めている方がいるとか、基本的には、ですから障害者手帳を取得していただいて、それにのっとって申請をしていただいて補助金をもらうという流れが、今、町の現行制度だということは重ねて繰り返しの答弁になりますけれども、そういう状況だということとはご理解をいただきたいと思います。

ただ先ほど申し上げました、繰り返しになります、しっかりと今後も研究していきたい、他の自治体の制度も参考にしながら、みなかみ町にはどういう形がいいのかとか、いろいろなことを研究していきたいというふうには考えております。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 確かにどのくらいの方が必要性があるのか、ただ、やっぱり聞こえが悪くなったときに早めに補聴器をつけられれば、それ以上進行しなくなる可能性も十分ありますので、補聴器の購入補助制度の導入で、本当に年を取っても安心して暮らせる、そんなみなかみ町になっていくことを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、上毛高原駅名変更についての費用はについてでございます。

町は駅名変更について、少しでも動きがあるとは思いますが、駅名変更に対しまして、全体的な費用がどのくらいかかるのでしょうか、お聞きいたします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 上毛高原駅の駅名変更に係る費用についてですが、昨年の6月定例議会において提出された上毛高原駅名の早期変更を求める請願書の採択を受け、令和5年6月30日付にて、JR東日本高崎支社長宛てに、町長名で上毛高原駅名の駅名変更に係る費用の

ご提示についてお願いの文書を発出いたしました。

その後、令和6年3月27日付で回答をいただき、本年度に入り、4月22日に行われた議会全員協議会の閉会后、お時間をいただき、議員各位に報告させていただいたとおりであり、その後、変更はございません。

その席でも申し上げたとおり、費用の提示については、先方より社会情勢の変化やタイミングにより大きく変動する可能性があること、また内容や状況を伴わず、金額のみが大きく注目されてしまう可能性があることなどから公表はせず、あくまでも内部検討や合意形成に係る資料として利用してほしい旨の申入れを受けていることから、口頭での報告にとどめさせていただいた経緯があります。

やはりこの場において金額を申し上げることは、公表することと同様であると考えられますので、金額を明示することについては控えさせていただきます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 公表されないというふうに事前にもお伺いをしているんですけども、そのJ Rはみなかみ町と協議をしているかと思うんですけども、J Rとしては単独での話し合いを望んでいるのでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 話し合いとか、まだそういうレベルではないと思います。J R側は、あくまでも地域の合意、群馬県を交えた中の合意形成、これが大変必要だ、最優先だというお話は過去に聞いたことがあります。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 今のところ、みなかみ町だけがちょっと費用を負担するような感じに、私はちょっと感じているんですけども、それ自体は、私自身はちょっと無理があるというふうに思っております。ほかの自治体との協議が余り進んでいないというのはなぜなのでしょう。

議長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） ほかの自治体と協議する段階ではないからです。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 協議する段階じゃないということでしたけれども、町の負担が大きくなると自体は、住民の皆さんも望んではないと思いますけれども、改めて町長のお考えをお聞かせいただけますか。

議長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 費用については、非常に高額、多額であることは、もう口頭でお伝えさせていただいているので、現在の財政状況等を踏まえると単独で負担することは大変厳しい。その前にやるべきことがある。駅前の周辺もようやくいろいろ芽が吹き出したという状況です。やはり合意形成ができるかという、やはり相当厳しい状況かなというふうには、

今、認識をさせていただいております。

いずれにせよ将来的には、これはやはりみなかみという名前が入ることは理想だというふうを考えておりますけれども。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 上毛高原駅名の変更については、確かなかなか町だけでは難しいと思いますので、ほかの関係自治体との協議を進めていただいて、できるようであれば進めていただきたいというふうには思っております。

次の質問に入らせていただきたいと思います。

利根商の土地購入に関しましてお聞きいたします。

令和5年度予算にて計上されていた用地購入費用1億5,000万円は、何坪購入して、坪単価はどのくらいだったのでしょうか、お聞かせいただけますか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

購入した利根商の用地は、約1,184坪です。坪単価は約3万5,284円となります。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 今、坪数と単価をお話ししていただいたんですけども、当初の予算のときにも、この坪数とかというのは想定されていたんだと思うんですけども、今まで特に坪数的なものが公表されてこなかったんですけども、特に理由があればお聞かせいただけますか。

議長（石坂 武君） 教育長。

教育長（田村義和君） これまで取得面積とか価格について公表していなかったのはなぜかということですけども、これまで個人の用地を取得した際には、個人名や取得価格の公表については行っていないんですね。ですので、それと同様に今回捉えまして同じ扱いをしたということでございます。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） この今の土地購入の収入に関してなんですけれども、これは学校組合のほうの収入に計上されているということではないのでしょうか。

議長（石坂 武君） 学校教育課長。

（学校教育課長 吉田武春君登壇）

学校教育課長（吉田武春君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

利根沼田学校組合さんのほうでの予算の計上になると思います。

議長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 今までは購入の坪数の公表はなさってなかったということなんですけれど

も、私としては必要な情報として聞いておきたかったなというふうに思いましたけれども、その辺は町長のお考えはいかがでしょうか。

議 長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 公表はしていないなんていうことはないと思いますけれども、別に隠すこともないし、隠しようがないし、それは当然のことです。

ただ、利根商のことは、利根沼田学校組合議会、独立した議会があります。石坂武議長が同じ議長を務めて、それぞれの構成する自治体の議長が、議員として沼田市議会議長から全ての自治体の議長が議員としていて、そこで予算も決算も監査も、全部出てくる話ですし、そういう形でちゃんと、ここの議会と同じように全部諮っております。そこでこの間も議会で議決をいただいております。監査報告もそこで監査も報告も受けております。以上です。

議 長（石坂 武君） 星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） しっかりやられているということでしたので、安心してお話を聞かせていただきました。

今回、3つの質問をさせていただきましたけれども、これで私の質問は終わりにいたします。

議 長（石坂 武君） これにて6番星野宗央君の質問を終わります。

休会の件

議 長（石坂 武君） お諮りいたします。

明日9月4日から9月12日までの9日間は議案調査のため休会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、明日9月4日から9月12日までの9日間は休会することに決定いたしました。

散 会

議 長（石坂 武君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件はすべて終了いたしました。

明日9月4日は、午前9時より議会全員協議会を開催いたします。

5日は、午前9時より決算連合審査会を開催いたします。

6日は、午前9時より総務文教厚生常任委員会を開催いたします。

9日は、午前9時より産業観光生活環境常任委員会を開催いたします。

10日は、午前9時より議会だより編集特別委員会を開催いたします。

最終日13日は、午前9時より本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(午後 2時05分 散会)